広島県水道広域連合企業団公共工事入札監視委員会運営要綱

令和８年４月１日制　　定

（趣旨）

第１条　この要綱は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員会の事務）

第２条　条例第２条第１項の規定に基づき、委員会は、次に掲げる事務を行う。

⑴　広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が発注した建設工事等（以下「公共工事等」という。）に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

⑵　公共工事等のうち、委員会が抽出した事案に関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等についての説明を受け、審議を行うこと。

⑶　企業団の入札及び契約手続の改善状況についての報告を受けること。

⑷　公共工事等（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）の適用対象となる工事等を除く。）に係る入札及び契約手続、指名除外等の措置並びに成績評定に係る再苦情についての審議を行うこと。

（組織）

第３条　委員は、公共工事等の入札及び契約について学識経験を有する者のうちから、企業長が任命する。

２　委員会は委員３人以上で組織する。

３　委員の任期は、２年とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第５条　委員会の会議（以下「定例会議」という。）は、原則として３か月に１回開催するものとする。

２　第２条第４号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、開催する。

３　委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は委員長が行う。

４　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

５　会議の議事は、出席した過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（会議への報告）

第６条　定例会議への報告は、原則として会議開催の前々月以前３か月間の公共工事等について、次に掲げる様式により行うものとする。

ただし、予定価格が 400 万円以下の公共工事等（別紙様式５、６及び７に係るものを除く。）及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事等であって企業団の行為を秘密にする必要があるものを除くものとする。

⑴　入札方式別発注工事総括表（別紙様式１）

⑵　入札方式別発注工事一覧表（別紙様式２）

⑶　指名除外等運用状況一覧表（別紙様式３）

⑷　低入札価格調査実施状況表（別紙様式４）

⑸　入札・契約の過程に係る苦情申立て処理状況表（別紙様式５）

⑹　入札談合情報対応状況表（別紙様式６）

⑺　入札・契約事務に係る働きかけ等対応状況表（別紙様式７）

（抽出事案）

第７条　第２条第２号の規定による事案の抽出は、前条第２号の入札方式別発注工事一覧表に記載された公共工事等の中から、委員会が、事前に無作為の方法で行うものとする。

２　委員会は、前項の事案の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

３　当番委員は、会議において、自らの行った抽出結果について報告を行わなければならない。

（抽出事案の説明等）

第８条　委員会における抽出事案についての説明は、当該抽出事案を所管する部局が抽出事案説明書（別紙様式８）により行うものとする。

２　抽出事案の審議は、抽出事案に係る入札参加資格の設定、指名業者の選定等が適切に行われているかについて行うものとする。

（再苦情処理）

第９条　委員会は、第２条第４号の規定により、企業長から審議依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、申立人及び発注機関の長から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

２　委員会は、前項の審議を終えた時には意見書を作成し、再苦情に係る申立てがあった日から概ね 50 日（企業団の休日を定める条例第２条第１項の休日を含む。）以内に企業長に報告を行うこととする。

（委員の除斥）

第 10 条　委員は、第２条第２号又は第４号に規定する事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある公共工事等に関する審議に加わることができない。

（委員会の庶務）

第 11 条　委員会の庶務は、技術管理課において処理する。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。